

## 「日本遺産パンフレット作成事業」業務委託に係るプロポーザル実施要領

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会（以下「推進協議会」という。）が実施する「日本遺産パンフレット作成事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、このプロポーザル実施要領（以下「要領」という。）に基づき、企画提案公募（以下「コンペ」という。）を実施する。

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

日本遺産パンフレット作成事業

#### (2) 事業目的

平成27年度に認定を受けた日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」は、認定から3年目にあたる平成29年度に、日本遺産を核とした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博（以下、「ぐるっと博」という。）」を開催した。

日本遺産を構成する地域を中心に、「ぐるっと博」の開催期間中に日本遺産を活用したまちあるきプログラムや体験プログラムが展開された。

こうした取り組みの成果を活かし、地域の旅行関連事業者等による主体的な日本遺産の活用につなげることで、今後も日本遺産を核に継続して旅行者の誘客につなげることを目的に、各種プログラムやモデルコース等を掲載したパンフレットを作成する。

さらに、平成27年度の認定以降、構成地域および構成文化財が追加されたことで日本遺産としてより一層深みが増した本ストーリーを紹介し、旅行者の誘客につなげる。

#### (3) 事業内容

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から平成30年10月31日まで

#### (5) 契約形態

委託契約とする。

### 2 予定価格

1,998,000円（消費税および地方消費税を含む）

#### ○支払方法

業務委託料の支払いは精算払とする。

### 3 コンペ担当窓口

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会事務局（担当：岡田、木村、高田）

・所在地：〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
（公益社団法人びわこビジターズビューロー内）

・TEL：077-511-1532 ・FAX：077-523-4393 ・E-mail:kokunai@biwako-visitors.jp

#### 4 参加資格

参加は公募によるものとし、本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当しないものであること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
  - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
  - エ 役員等（コンペに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
  - オ コンペに参加する個人から推進協議会との取引上の一切の権限を委任された代理人が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における個人
  - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (3) 過去5年以内に、県域または市町単位（複数市町も含む）での観光パンフレットの作成実績を有していること。

#### 5 説明会および質問の受付

説明会は開催しない。なお、質問は以下の期間で電子メールのみ受付を行う。この場合には、送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

##### (1) 質問の受付期間

平成30年9月6日(木)から平成30年9月13日(木)12時まで（必着）

##### (2) 質問の提出方法

電子メールによりコンペ担当窓口へ送付すること。

また、質問がない場合であっても、回答内容の送付を希望する場合は、電子メールにより、社名、担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を記載し送付すること。

##### (3) 質問の回答

質問要旨および回答は平成30年9月18日(火)までに、質問のあった者全員および希望者に電子メールにより回答する。

#### 6 プロポーザル実施の日時、場所等

##### (1) 実施要領・仕様書の交付および応募書類等の受付

###### ア 交付期間

平成30年9月6日(木)から平成30年9月25日(火)まで（土曜、日曜、祝日を除く。9時から17時まで）

###### イ 交付場所および受付場所

コンペ担当窓口と同じ

###### ウ 交付方法

上記「イ 交付場所および受付場所」で交付するほか、以下のホームページ上からダウンロードできるものとする。なお、郵送による配付は行わない。

○日本遺産 滋賀・びわ湖のホームページ

(<https://ja.biwako-visitors.jp/japan-heritage/>)

○びわこビジターズビューローのホームページ

(<https://www.biwako-visitors.jp/corp/company/>)

## (2) 企画提案書等の提出

### ア 受付期間

平成30年9月6日(木)から平成30年9月25日(火)まで

(土曜、日曜、祝日を除く。9時から17時まで)

### イ 提出書類

①企画提案書(様式1および別紙(様式任意))：【原本】1部【写し】7部

※別紙については、様式は自由とする。ただし、A4版サイズとし、A3版を用いる場合は、A4版サイズに折り込むこと。

※また、仕様書に記載する業務ごとに、実施方法や実現方法など、具体的な提案内容を記載すること。

※類似事業の実績一覧(「4 参加資格」要件を確認することができるもの)も提案書別紙に記載すること。

②企画提案書別紙の電子データ(形式：PDF)

③誓約書(様式2)：【原本】1部

④事業費見積書(様式任意)：【原本】1部【写し】7部および電子データ

※内訳書は任意様式(A4版)にて作成し添付すること。

電子データ(PDF)を必ず送付すること。

⑤会社概要および最近の事業活動を説明したパンフレット等の資料

(様式任意)：【原本】1部【写し】7部

### ウ 提出方法

書類は受付場所への持参もしくは簡易書留郵便による郵送にて提出すること。

(電子メールまたはファックスによる提出は認めない。また、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。)

※電子データは、CDもしくはDVDに保存して提出すること。

### エ 費用の負担

企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

## (3) その他

### ア 提案書類の返却

提案書類は理由の如何を問わず、返却は行わない。

### イ 提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査対象とならない場合がある。また、書類提出後の差し替えは認めない。

### ウ 提案数

1者1提案とする。

### エ プレゼンテーションの方法

実施しない。

## 7 審査概要

### (1) 審査方法

審査は、提出された応募書類により行い、予定価格の制限の範囲内において評価の総合点が最も高い参加者を契約候補者に選定する。但し、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

### (2) 審査結果

契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に郵送で通知する。

### (3) 評価基準

項 目	配点
全体・総括	
事業の趣旨および意図を十分に理解し、目的を達成する提案内容となっているか。	15
実施体制・スケジュールは明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案となっているか。	10
実績は十分に有しているか。	5
日本遺産パンフレットの作成	
パンフレットの構成およびデザインは、本事業の目的を踏まえ、よく考えられたものとなっているか。（構成・デザインの根拠は明確か。）	15
平成29年度に開催した「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博」を踏まえた内容となっており、誘客に繋がるパンフレットとなっているか。	20
地域が主体的となり、日本遺産を活用した取り組みに繋がる内容となっているか。	20
日本遺産を滋賀県の重要な観光コンテンツとして、今後も活用できる内容となっているか。	10
業務内容に見合った経費が適切に見積もられているか。また、費用対効果はどうか。	5
合 計	100

## 8 契約の締結

(1) 推進協議会は、滋賀県財務規則（昭和51年11月13日滋賀県規則第56号）に準じた随意契約の手続により、契約候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

(2) 委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき協議を行ったうえで決定するため、企画提案書の内容から一部変更になる場合がある。